

大東市監告示第6号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、  
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成28年3月11日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

## 平成27年度 第2回 定期監査等の結果

### 1. 監査の対象

市長部局 福祉・子ども部

福祉政策課、生活福祉課、障害福祉課、子ども室

### 2. 監査の期間

平成27年9月25日～平成28年2月23日

### 3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、福祉・子ども部の各課等が分掌する平成27年度の事務事業について、また必要なものにあつては過年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課等から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

### 4. 監査の結果

#### (1) 前回指摘事項の状況について 【子ども室】

平成23年度の定期監査において、保育所等児童福祉施設の機械警備委託業務の契約事務で長年に亘り随意契約が繰り返されていたこと、また保育所等の給食物資納入業者の選定事務で長年に亘り納入業者の選定案が担当者1人によって作成されていたことについて、それぞれ是正を求めていたところである。

今回の監査でこれらの事務について確認を行ったところ、機械警備業務の委託契約については入札による長期継続契約へと変更され、また給食物資納入業者の選定事務についても外部委員と複数の職員によって構成する「給食物資納入業者選定会」で選定案を策定するように変更されていた。

前回の指摘事項は、ほぼ完璧な内容で是正されていた。

## (2) 補助金支出事務の適正化について

### ①補助金団体への指導援助の強化 【障害福祉課】 【子ども室】

市への補助金の交付申込みや実績報告にあたっては、団体の予算書や決算書を添付書類として提出することが義務付けられている。

しかしながら、障害福祉課と子ども室が所管する一部の団体の補助金事務にあっては、剰余金や繰越金が正しく表示されていない決算書や誤った予算額が表示された決算書が添付されていた。

補助金団体が作成する予算書や決算書については、補助金担当課としてその内容を確認するとともに誤りがあればこれを改めさせるなど、より適正な補助金事務となるよう、団体への指導、援助を強められたい。

### ②社会福祉協議会補助金に関する要綱の遵守 【福祉政策課】

福祉政策課が所管する大東市社会福祉協議会への補助金の交付事務について確認したところ、要綱で定められた申込期限を徒過した補助金申込みを受理していた。

社会福祉協議会は市の外郭団体である。それ故に関係する事務の執行にあたっては市民から馴れ合い等の批判を受けることがないように、他団体にも増して厳格適正な執行に努める必要がある。

今後このようなことが生じないように、厳に注意を行われたい。

## (3) 障害者福祉団体に対する財産の貸付けについて 【障害福祉課】

障害者福祉団体に対する財産の貸付け状況を確認したところ、JR高架下施設については、JRに対する市の使用料負担の有無によって、有償で貸付けが行われている団体と無償で貸付けが行われている団体とに分かれていた。

また普通財産の貸付け状況を確認したところ、貸付開始時に公益性が高い先駆的事業を行っているものとして無償貸付けされている団体が複数あったが、時間の経過とともに他の団体が同様の事業を実施することによって先駆性を失いつつあり、公益性についての不断の検証が課題となっている。

このように市から障害者福祉団体への財産貸付けの態様は様々であるが、障害者自立支援法に基づく支援費制度によって団体の財政状況も従前に比べて改善していることから、財産貸付けの在り方について市としての考え方を整理し、団体間の公平に資する貸付けとなるよう、改善を図られたい。

(4) 行政財産目的外使用料の納期について 【子ども室】

旧諸福児童センター、南郷保育所ならびに野崎保育所にあつては、敷地内に電柱等の設置を許可していることから、行政財産目的外使用料を収入しているところである。

これらの納期を確認したところ、いずれも5月下旬から10月上旬の納期設定となっていた。

市の行政財産使用料条例では、納期については月前全部納付を基本とするものとされており、条例を遵守した納期となるよう、是正を行われたい。

(5) 長期滞納債権への対応について 【生活福祉課】 【子ども室】

生活保護費返還金、生活福祉資金貸付金、保育所保育料等についてそれぞれの収納事務を確認したところ、滞納債権について長期に亘り滞納者との接触ができていない事例が多数みられた。

これらの滞納債権の収納状況は当然長期に亘り未払いの状態が続いており、時効の進行によって債権自体の保全が危うい事態に陥るおそれがある。

滞納者との接触は収納と整理の基本であり、滞納者との積極的な接触が可能となるよう、各課等における組織的な対応を強化されたい。